

第12編

大規模な火事災害対策編

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2章 大規模な火事災害予防計画

第1節 大規模な火事に強いまちづくり

第1款 大規模な火事に強いまちの形成

1 防災空間の確保

【県、市町村】

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地区の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等について、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区に指定し、保全に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2 都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の大規模な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

【県、市町村】

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

【県、市町村】

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備が行われ、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新が図られるよう誘導することにより、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し避難活動の支援を行うとともに避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点・緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(3) 港湾緑地の整備

【九州地方整備局、県】

港湾管理者は、広域防災拠点として活用する緑地整備を図るとともに、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するほか、必要により防災拠点緑地の整備を進めることとする。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

3 避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難地の整備

【市町村】

市町村は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は 500m 以内、規模は 1～2 ha 程度とする。

【県】

県は、市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行う。

(3) 広域避難地の整備

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、延焼火災の発生が予想されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として 1人当たり 2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね 10ha 以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火放射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また到達距離は2km以内とする。

【県】

県は、市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておく。

(4) 避難路の整備

【市町村】

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

- ・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(5) 避難路の確保

市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努めるものとする。

第2款 火災に対する建築物の安全化

1 建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）

第2款 活動体制の整備（共通対策編）

第3款 消火体制の整備

1 市町村消防計画の作成

【市町村】

市町村は、次の項目について計画を作成し、その推進を図るものとする。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災警報等計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - ア 密集地域の計画
 - イ 重要文化財の計画
 - ウ バラック建物等の地域の計画
 - エ 重要建物、施設の計画
 - オ 高層建物の計画
 - カ 地下構造物及び施設の計画
 - キ その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練

- ク 林野火災防御訓練
 - ケ 車両火災防御訓練
 - コ 船舶火災防御訓練
 - サ 航空機火災防御訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防御訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
- ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

2 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

【県、市町村】

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- ウ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- エ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- オ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

【市町村】

ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 消防同意制度の活用

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(6) 火災予防条例の活用

【市町村】

市町村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

【県】

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事または整備に関する講習を実施する。

また、市町村は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者(特に、消防設備士、点検資格者)に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

3 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第2章第2節第3款「1 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

(6) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

※ 県消防学校での教育訓練

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育(救助、救急の各科、課程)

(ウ) 幹部教育(初級及び中級科)

(エ) 特別教育(訓練指導科及びはしご自動車講習)

イ 消防団員

(ア) 普通科

(イ) 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

(ウ) 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

(エ) 現地教育(市町村の要請により教官を派遣して実施)

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

4 消防水利の確保

共通対策編第2章第2節第3款「2 消防水利の確保」参照

5 地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第7款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及、予防啓発活動

共通対策編第2章第3節第1款によるほか次のとおりとする。

【県、市町村】

1 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と市町村が中心となって、関係者の協力のもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、

- (1) 住宅防火対策の推進
 - (2) 地域における防火安全体制の充実
 - (3) 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
 - (4) 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
 - (5) 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進
- 等とする。

2 民間防火組織の育成・強化

【県、市町村】

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。このため、県では、平成26年に「宮崎県女性防火クラブ連絡協議会」を設立するなど、市町村の協力を得て、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化を推進している。

3 防火管理者制度の充実・強化

【県、市町村】

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実してもそれを活用する人的裏付けと日頃の維持管理が適切

でなければ十分な効果が期待できない。消防法では収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努めるものとする。

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3章 大規模な火事災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県は、県内で大規模な火事災害が発生したときは、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 火災が発生し、延焼拡大により、人的・物的被害が拡大するおそれがあるとき
- (2) その他、大規模な火事に関して危機管理局長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 延焼拡大により、宮崎県消防相互応援協定による広域的応援が必要となったとき
- イ 延焼拡大により、多数の住民を避難させる必要が生じたとき
- ウ その他大規模な火事に関して危機管理統括監が必要と認めたとき

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の義務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 大規模な火事が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- イ 県内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の要請が必要となったとき
- ウ その他、大規模な火事に関して知事が必要と認めたとき

4 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は大規模な火事により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合、必要と認めるときは、現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

第2款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域で大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡

第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方气象台、県、市町村は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

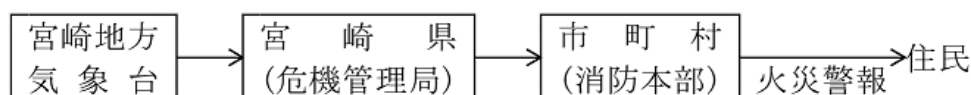
○火災気象通報：消防法に基づいて宮崎地方气象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。

<宮崎地方气象台の基準>

乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当または該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水(降雪を含む)が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。

○火災警報：消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(1) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(2) 火災警報の周知方法

- ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
 - イ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
 - ウ 主要地域における吹流しの掲揚
 - エ 防災行政無線による放送
 - オ その他広報車による巡回宣伝
- その他必要な事項は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市町村は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(1) 県の措置

県は、宮崎地方气象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対してこれを直ちに一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

(2) 市町村の措置

市町村長(市町村の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

第2款 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

(1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

(2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。

県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

- (3) 県は、警察用航空機による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

また、県及び市町村は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

- (4) 県及び市町村は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行うものとする。

第1号様式(火災)

第 報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1.建物	2.林野	3.車両	4.船舶	5.航空機	6.その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時 分		月 日 時 分	
火元の業態 ・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人					
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損半焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼや 棟		焼損面積		建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 台		消防団 台		その他 人	
救急・救助活動状況						
その他参考事項						

2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

(1) 火災等即報

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- (ア) 死者3人以上生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

- (ア) 火災
 - a 建物火災
 - (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
 - (c) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）
 - (d) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
 - (e) 損害額1億円以上と推定される火災
 - b 林野火災
 - (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - (b) 空中消火を要請したもの
 - (c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
 - c 交通機関の火災
 - 船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの
 - (例示)
 - ・大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災
 - ・トンネル内車両火災
 - ・列車火災で乗客等が避難したもの
 - d その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
 - (例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動（共通対策編）

第2款 消火活動

共通対策編第3章第4節第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 消防機関による消火活動

(1) 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、

火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第7節 避難収容活動

共通対策編第3章第9節によるほか、以下のとおりとする。

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第3章第16節によるほか、次によるものとする。

【県、市町村、関係機関】

1 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

第9節 ゴミ・がれき処理等に関する活動

第1款 環境対策の実施

1 被害状況の把握

【県】

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

2 応急対策の実施

【県】

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関へ連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第4章 大規模な火事災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第6節 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。